

決議案第2号

平成25年9月6日提出

提出者 松山市議会議員 土井田 学

丹生谷 利 和

八 木 健 治

砂 野 哲 彦

松 岡 芳 生

小 崎 愛 子

梶 原 時 義

友 近 正

平成25年9月6日原案可決

議長辞職勧告決議について

議長辞職勧告決議を次のとおり提出する。

記

議長辞職勧告決議

先の議長辞職勧告決議案は28対12の圧倒多数で可決された。

現在までの議長人事はその任期について明文化されたものではなく、その時々のパワーバランスつまり民主主義の最終決着方法としての数の論理の上に成り立っていた。その良し悪しは別としてお互いの暗黙の了承のもと、今日に至っていた。

確かに地方自治法でその任期は4年ある事は百も承知しているが、議会は合議体であり、長年かかって先輩諸氏が作り上げて来た慣習や申し合わせ事項は大変重いものがある。もし、それらが法的に根拠がないと否定するならば、議会そのものが成り立っていない。

議会のルールを変えるのであれば、多くの議員の理解を得る説得や対策をやるべきであり、それを唐突に法をふりかざして居座る事はいかなるものか。

議長任期は4年、それは議会の信任を得ていることが前提であり、それを満たしていれば3年、4年でも異論はない。前提条件が壊れた以上、数の論理で出てきた人は粛々と数の論理に従うべき。

3年目に対する意欲として、全国市議会議長会副会長の職をまっとうし、議会基本条例の成立の実現をあげていたが、副会長職はあて職で、順番で松山市議会議長に回って来たものであり、また、議会基本条例にしても地域主権検討特別委員会の議論の過程で俎上に

上り、この間、各会派から選任された委員によってまさに何十回と会を重ねる中で、9月議会での成立を目指し、取り組んできたものであり、議長そのものは何ら議論にも過程にも関わっていない。いずれにせよ、この2つの件については本人の功績によるものではなく、松山市議会議長つまりあて職としての以外の何ものでもない。

しかも、現在頓挫している議会基本条例の審議に対して議長が再開を働きかける努力も全くしていない。

6月議会で勧告決議がされた後の各派代表者での、ある会派代表者からの「議会から不信任、辞職勧告を受け、今後どの様に議会運営をされるのか。円滑な運営が出来ると思っているのか」の問いに対し、「今まで以上に各派の皆さん、議員の皆さんに、より丁寧に説明し理解して頂くよう、努力していきたい」旨の意思を表明されていたが、この間、何らその事を実行した形跡がない。議会から信任もされていない人が、議長として案内された催しに平然と議会の代表として出席していることに対し、何ら違和感を感じないのだろうか。

地方自治法第104条には「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」とある。

辞職勧告を受けた議長がその椅子に居座り続ける事によって、議場が混乱し、議事が円滑に運営されていない。

議会内に不信と対立、混乱の構図を生み出している原因を自らが作り出している。つまり、議長としての責務を放棄しているものであって、到底容認することができない。物事で大切なのは引き際である。その時にその人の資質が表れるものと思われる。

よって議長は議長の職を辞することを勧告する。

以上のとおり決議する。